

安保改定の起源

——一九五五—一九五八年——

吉田真吾

はじめに

一九六〇年一月、「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約」(旧条約)が改定され、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」(新条約)が調印された。現存するこの条約を根幹とする日米同盟は、アジア太平洋地域における米国の二国間同盟網(ハブ・アンド・スポークス)の中核に位置し、同地域全体の安全保障秩序の要として機能していると言われる。⁽¹⁾五二年から五七年までNATOの初代事務総長を務めたイスメイ卿(Hastings Ismay)は、当時のNATOの機能を「米国を引き入れ、ロシアを追い出し、ドイツを抑え込む」と表現した。これになぞらえれば、日米同盟は、米国の行動の予測可能性を高めるとともにその兵力の前方展開を支え、地域諸国(冷戦期には特にソ連と中国)の冒険主義的行動を抑制し、そして日本の大規模な軍備増強を抑えてきた。これらが一因となり、アジア太平洋地域の安全保障秩序は戦前と比べ飛躍的に安定したものとなっている。⁽²⁾

安保改定の起源

本稿の目的は、現在の日米同盟の起点とも言える安保改定が決定された過程と原因を明らかにすることにある。五年一〇月に始まって六〇年一月の調印まで続く日米間の条約交渉や、その調印から六月の批准の期間にかけて起こった安保騒動など、安保改定にまつわる重要な政治的出来事は多い。だが、そもそも安保改定を行うことが日米両国で合意されるまでの道のりは平たんものではなかった。安保改定が初めて日米間の公式議題となったのは、五五年八月の重光葵外相の訪米時である。この訪米では、日本が「西太平洋における国際の平和と安全」に寄与できるようになったあかつきには旧条約をより相互的なものに置き換えることを謳った共同声明が発表されたが、重光による安保改定の草案(重光草案) 自体はダレス (John F. Dulles) 國務長官によって却下されていた。次に安保改定が話し合われたのは、五七年六月の岸信介首相の訪米である。しかし、ここでも、旧条約は暫定的なもので将来的には改定されることが共同声明で確認されたが、安保改定に関する日米交渉が始まったわけではなかった。改定交渉の開始が合意されるのは、五八年九月の藤山愛一郎外相の訪米時のことである。

これまで、安保改定に関する優れた実証研究が蓄積されてきた。⁽⁴⁾ しかしながら、先行研究では、改定決定の過程と原因について、必ずしも明確になっていない部分が存在する。まず、米側については、マッカーサー (Douglas MacArthur, II) 大使率いる駐日大使館の「日本中立化」に対する不安が重視される一方で、國務省をはじめとするワシントンの動向は明らかにっていない。一般的に、対外政策を最終的に決定するのがワシントンであることに鑑みれば、米国内における安保改定の決定過程を再検討する余地が残されていよう。他方、日本側については、安保改定によって国内からの支持を得て憲法改正を行い、その後安保条約を相互防衛条約へと再改定するという岸の構想が明らかにされる一方、それ以外の政府組織の動機は必ずしも十分には検証されていない。本論で明らかにするよう

に、五八年に改定が決定する過程で外務省および防衛庁が重要な役割を果たしていたことに鑑みれば、岸の思惑だけでは、その決定を説明することは難しいだろう。以上の問題点を踏まえた上で、本稿では、日本の官僚組織とワシントンの動向にも注目しながら、安保改定の決定過程を説明する。

なぜ、安保改定が決定されたのか。本稿はこの問題に対し、冷戦の「政治経済戦争」化という国際環境の変化が、直接的、間接的に日米間の相互不安を生み、その影響で安保改定の決定を促したという議論を展開する。五〇年代半ばまでに、ソ連の水爆開発によって米ソ間で核の均衡と相互抑止が成立するとともに、NATOやワルシャワ条約機構を基軸とした同盟網である「安全保障圏」が確定して両陣営間の軍事面での関係が安定化した。加えて、五三年七月には朝鮮戦争が、五四年七月にはインドシナ紛争が休戦したことで「熱戦」が終結し、五五年七月のジュネーブ四巨頭会談に示されるように、東西間の緊張緩和が進行した。これらによって両陣営が軍事的手段による相互の勢力圏への直接的干渉を回避する状況が生まれ、冷戦の軍事的側面が後景に退いた。その代わりに、冷戦の非軍事的な領域、とりわけ両陣営間の経済やイデオロギー、文化の面での競争が前面に出てくることとなり、経済援助やプロパガンダを用いた米ソ間の政治的影響力の拡大の競争——「人気取り競争」——が本格化した。これが冷戦の「政治経済戦争」⁽⁵⁾への変容である。

以下では、冷戦の「政治経済戦争」化が安保改定の決定を促す因果プロセスを追跡していく。第一節では、冷戦の軍事的要素の後退に伴って日本の国内社会で反安保感情が高まり、これを和らげることを目的として重光草案が提示されたことを示す。その上で、在日米軍基地の自由使用と日本の防衛負担分担の不十分さという二つの観点から、米国政府が重光草案を拒否したことを明らかにする。また、重光構想の挫折の後、冷戦の「政治経済戦争化」の影響が

強まるにつれ、日本政府が国内社会の反安保感情への配慮を徹底し始める一方、米国内で日本が自由陣営を離反して中立化することへの懸念が深まることを記述する。第二節では、五七年に提示された岸の安保改定構想が基本的には重光草案と同様の考慮に基づいていたこと、米国側は「日本中立化」の懸念を覚えつつも、重光構想と同様の理由でこれを棄却すること、および安保改定の代わりに日本国内の反米・反基地感情を和らげることを期待して、日米両国政府が在日米軍の大幅削減と「安保委員会」の設置に合意したことを明らかにする。第三節では、五八年に入り、ソ連のICBMと人工衛星の打ち上げ成功と相まって在日米軍の大幅削減が外務省と防衛庁に米国の防衛公約を公式化する必要性を強く認識させる様子と、ソ連の打ち上げ成功や第二次台湾海峡危機によって、ワシントンの「日本中立化」への懸念が急激に高まる様子を叙述する。そして、これらの影響で安保改定が合意されたことを立証する。

第一節 改定構想の挫折——一九五五—一九五六年

(一) 重光草案の挫折

五〇年代中盤の日本の国内社会では、旧条約に対する反感が高ぶっていた。五二年の講和独立から数年が経ち、国民の間ではナシヨナリズムが再興していた。そうした中で内灘闘争や砂川事件などの基地問題が頻発したことは、国内社会における反米・反基地感情を強めた。加えて、五四年の第五福竜丸事件をきっかけに原水禁運動も盛んになっており、反米・反核感情も渦巻いていた。国内社会ではこれらの感情が合流し、占領期から継続する在日米軍の存在やその根拠となっている旧条約に反発する機運が醸成されたのである。冷戦の「政治経済戦争」化はこの反安保感情

を表面化させる効果を持っていた。つまり、厳しい軍事対立の様相を呈していた東西関係が表面的には緊張緩和の方向を向いたことにより、日本の国家安全保障を担保していた旧条約に反対することへの正当性が与えられたのである。⁽⁶⁾さらに、朝鮮とインドシナでの休戦後に中ソが日本に対する平和攻勢を強めており、これを反映して、国内世論は中立志向を急速に高めて自由陣営から距離をおくことを受容していた。⁽⁷⁾革新勢力は、こうした社会情勢に乗じて「自主独立」や中立を掲げて攻勢をかけ、五五年一〇月には社会党の再統一を果たすことになる。⁽⁸⁾

以上の国内情勢の中で、五五年七月、訪米を翌月に控えた重光外相は、相互防衛の条項と在日米軍全面撤退の条項を二本柱とする新たな安保条約の草案をアリソン (John M. Allison) 駐日大使に提出した。重光の指示を受け、最初に安保改定の検討を行ったのは、六月に「日米安全保障条約並に行政協定改訂要綱試案」を作成した外務省欧米局だったようである。⁽⁹⁾この試案が作成された翌日、欧米局と条約局の間でこの件に関する協議が行われ、条約局が改めて要綱を作成することが合意された。⁽¹⁰⁾この後、重光外相時代、下田武三局長率いる条約局が安保改定を検討する主体となり、条約局が作成した「日米間の相互防衛問題」と題する文書と新条約草案が、重光からアリソンへと手交される。⁽¹¹⁾

重光を長とする外務省を動かしていたのは、社会における反安保感情を和らげて革新勢力による批判を弱めるといふ国内政治の論理と、自らのナシヨナリズムに基づく感情の論理であった。⁽¹²⁾国内政治の論理は以下の点から構成されていた。第一に、在日米軍の存在が「実態的には大規模な占領軍の継続的駐留」であることによって、「日本国民一般は依然として占領の継続という潜在意識を払拭し得ない状態」にある。第二に、そのため在日米軍の存在は、「左翼勢力の扇動に乗ぜられ、一般国民の間に反米感情を助長しつつある」。第三に、「出来る限り米軍が日本より撤退する」ことで、「少なくとも自国民の目から見ても、より独立的な地位」を取り戻し、「左翼の反米宣伝の材料をなくす」

必要がある。他方、国内社会における反安保感情とは異なるが、外務省でも独立国としてのナシヨナリスティックな感情が高ぶっており、重光草案には、「自国軍を増強して、外国軍に帰ってもらうとともに、外国とイクオール・フッキングの相互防衛関係にはい」ることで「日本が真に独立国家たるの実を挙げる」という問題意識が内在していた。重光草案は国家安全保障上の必要性から作成されたわけではなかったものであり、むしろ対外認識との関連では、当時の日本政府には、緊張緩和だからこそ在日米軍を撤退させることができるという考えがあった。⁽¹³⁾

後述するように重光草案は米国政府の容れるところとならないが、草案には、米国政府にとって歓迎すべき要素も内包されていた。草案は、米国が日本防衛の義務を負うだけでなく、日本も米国防衛の義務を負う「相互防衛の発動条項」を含んでおり、その条約区域を「西太平洋」としていた。⁽¹⁴⁾ これを見た米国政府は、重光草案は西太平洋における集団安全保障システム構築への第一歩になりうると考えたのである。駐日大使館は、重光の提案を「集団安全保障の道に沿って、さらなる一步を日本人に踏み出させるとして利用すべきだと勧告した。⁽¹⁵⁾ 「反共のイデオログ」と称されるロバートソン (Walter S. Robertson) 国務次官補 (極東担当)⁽¹⁶⁾ 率いる極東局もこの考えを共有した。その上で、ロバートソンは、日本が相互防衛条約を締結できれば「極東におけるロシアの目標に対する深刻な打撃」にもなり、米国にとって「非常に有益」だと、ダレス国務長官に報告している。⁽¹⁷⁾

この報告にあらわれているように、米国政府が重光草案を一面で歓迎した背景には、アジアにおける米国の冷戦戦略があった。五三年一月に誕生したアイゼンハワー (Dwight D. Eisenhower) 政権は、ソ連に加えて中国を重大な脅威として認識し、「アジアにおける主導権を取り戻すための攻撃的かつ挑発的な軍事政策」を標榜した。⁽¹⁸⁾ 五五年時点でのアイゼンハワー政権のアジア政策には、軍事対立としての冷戦の影響が色濃く残っていたのである。他方で、ア

イゼンハワー政権最大の課題は、膨れ上がった国防費を削減し、財政赤字を是正することにあった。そこで考案されたのが「ニュールック」政策であり、これは核による「大量報復」への依存とともに、同盟国との分業体制の重視を特徴とした。⁽¹⁹⁾かくして、アイゼンハワー政権は共産陣営の軍事的「封じ込め」のための負担分担の観点から、日本、韓国、台湾、フィリピンからなり、将来的にはSEATOやANZUSといったアジア太平洋の多国間同盟と結合する、「西太平洋集団防衛協定」の締結を模索する。⁽²⁰⁾

対日政策にもこの要素が浸透していた。周知のとおり、五五年四月に策定された対日政策の基本文書（NSC 五五一六／一）は、中立主義や反米感情が日本国内で高まっている状況で米国が防衛力増強を行うよう公然と圧力をかければ日本は中立化しかねないという懸念から、国内社会の政治経済面での安定を優先して対日圧力を棚上げするという方針を決定した。先に五五年時点の米国のアジア政策には軍事対立としての冷戦の影響が色濃いと述べたが、中立化防止のために日本の政治経済面での安定を優先するという方針には、冷戦の「政治経済戦争」化の影響も見て取れる。⁽²¹⁾しかしその一方で、NSC 五五一六／一は、米国の利益に最も資するのは「米国と強固に提携し、共産中国へのカウンターウェイトとしての役目をよりよく果たすとともに、極東における自由世界の強靱さに貢献できる強国日本」だという、軍事対立としての冷戦を基調とした方針も示している。そして、長期的には日本が軍事力を再興し、「西太平洋集団防衛協定」に参加することを期待することが明記された。⁽²²⁾つまるところ、重光草案に対する歓迎は、共産圏を軍事的に「封じ込め」るための同盟国による負担分担という、アイゼンハワー政権初期のアジア戦略を反映したものであったのである。

しかしながら、重光草案は米国にとって「不満足で危険でさえある側面」も有していた。⁽²³⁾「不満足」な側面とは、

日本政府が国内事情を理由に、少なくとも短期的には、集団安全保障システムへの関与を回避しようとしたことである。⁽²⁴⁾ そもそも、外務省の検討では、憲法改正を行わないという前提から、新たな条約で「日本の負うべき義務には海外出兵を含まない」という想定が示されることもあった。⁽²⁵⁾ 確かに、「GRAMが攻撃された場合に、日本は米国の防衛に駆けつけることができるか」というダレスの質問に対し、重光が現行憲法下でも海外派兵は可能だと語った節もある。だが、重光が繰り返し述べていたのは、米国が攻撃された場合、日本は「兵力の使用」について米国と「協議出来る」ということであり、重光はその協議の後に日本が海外派兵を「承認するか否かは別である」と語っていた。⁽²⁶⁾ このように見てくると、重光をはじめとする外務省の安保改定構想の主眼は在日米軍の撤退にあり、相互防衛の条項はそれとの整合性を確保するための手段に過ぎなかったと解釈できる。それゆえ、米国政府は、重光草案は決意の面で「相互防衛」の名に値するかどうか疑わしい上、日本の防衛力がそれを行えるように増強されるかどうかも不透明だと考えたのだった。⁽²⁷⁾

重光草案の「危険でさえある」側面は、陸軍だけでなく海・空軍を含めた在日米軍の二三年以内の全面撤退である。これは、米国のアジア戦略の根幹に変更を迫る提案であり、米国政府にとっては受け入れがたいものだった。⁽²⁸⁾ 結局、極東局はダレス宛の文書において、西太平洋における日本との相互防衛体制の構築は「我々が欲する集団安全保障協定の方向への第一歩」ではあるが、そのことは「日本とその周辺に無制限に米軍を配置する権利」よりも価値が低いと見做され、現在の協定のほうがよいと結論づけた。⁽²⁹⁾ そして八月の重光訪米時、ダレスは、草案を基に改定交渉を開始しようという重光の申し入れを拒否する。要するに、米国政府は、集団安全保障システムの構築という将来的なメリットの実現可能性は低いと考え、基地の自由使用という現在の権利の維持を優先し、重光の提案を却下したのである。

(二) 日米関係における冷戦の「政治経済戦争」化の本格的波及

五六年になると、米国内では、ナショナル・プライドや「完全なる自立」への欲求を高める日本は徐々に米国の提携から離れており、最終的には中立化や米国からの「離反」に向かうのではないかとこの疑念が深まり始めた。こうした懸念を明らかにし始めたのは駐日大使館であったが、五七年一月には国務省極東局でも同様の考え方が示される。⁽³¹⁾ NSCの下部機構であるOCB (Operation Coordinating Board) が二月に作成したレポートも、「日本はもはやNSC五五-一六/一が承認されたときほどには、米国と緊密に提携していない」とし、「太平洋における強固な同盟」という米国の主要目標は達成されていないと記していた。⁽³²⁾

五〇年代後半に入って日本の中立化に対する米国政府の懸念が強まったことは、冷戦の「政治経済戦争」への変容と連動していた。冒頭で述べた通り、東西両陣営は五〇年代半ば、経済やプロバガンダなどの手段による政治的影響力の拡大を目指すようになっていた。そのため、アイゼンハワー政権は、中ソ陣営による脅威は軍事的な直接侵略から、「平和攻勢」や「経済攻勢」に基づく間接侵略にシフトしたと判断した。事実、日本との関係において、ソ連は「平和攻勢」の一環として五六年一〇月に日ソ国交正常化を達成し、中国も冷戦外交の一環として「日本中立化」政策を試みていた。⁽³³⁾ こうした中で、アジアにおける唯一の巨大な工業地帯であり、その外交の方向性が他国の行動にも影響を与える日本が中立化すれば、もしくは共産勢力の手に落ちれば、冷戦戦略上、米国にとっての大損害となるという懸念が強まっていったのである。⁽³⁴⁾ ただし、直接侵略の脅威が低下したことで「西太平洋集団防衛協定」の構想が消え

ていく一方、究極的には日本が「極東における自由世界の利益の防衛」に積極的に参加することや地域諸国と協力して共産陣営への「カウンターウェイト」となることへの期待は継続していく。⁽³⁵⁾

他方、五六年以降の日本では、冷戦の「政治経済戦争」化によって既に顕在化していた反安保感情がさらに高まり、保守勢力もそれに対応した行動を再度とり始めた。国内社会の反安保感情を増大させた直接的な契機は、五七年に、ジラードという兵士が米軍演習場で空棄きようを拾っていた農婦を射殺するという「ジラード事件」が発生したことだった。また、反安保感情の背景には、五〇年代後半における急速な経済成長、日ソ国交正常化、その直後の国連加盟などを受けて、国民の間でナショナル・プライドがさらに高まったことも存在した。そして、以上の国内社会の変化を受けて、五六年秋になると、後に首相となる岸などの保守勢力が占領期の残滓を残す日米関係の「調整」を声高に唱え始める。ここには、保守勢力が自らのナショナルリズムに基づき、旧条約は従属的關係を生み出しているという感覚を国内社会と共有していたことも作用しているようが、「政治的機会主義」の影響も大きかった。すなわち、総選挙が五七年春に行われる見通しがあった中で、保守勢力は、米国からの「自主独立」を唱えることで世論の支持を得ることができ、ナショナルリズムや反安保感情に訴える社会党などの革新勢力に流れつつあった票を取り戻せると考えたのである。⁽³⁶⁾ 保守政治家にとって、安保改定は、国内政治上の利益を得るための手段という意味があった。

こうした日本の国内情勢を目的の当たりにし、日本の中立化を懸念する米国政府は、反米・中立志向の革新勢力に有利な流れを逆転させ、親米の保守政権の威信を高めるために、「不平等」な日米関係の象徴と考えられている安保条約の再検討を思案せざるを得なくなった。⁽³⁷⁾ 例えば、極東局は、米国が何もせず現状にしがみつくだけであれば、「すべての分野での日本人の友好や協力を失い、彼らを中立化の方向に向かわせることになり、我々は軍事施設を喪失す

るだけでなく、日本人を永遠に遠ざけるといふリスクを負うことになる」という見解を明らかにしている。そして、極東局は、「片務的な協定」を「相互性と自己利益の永続的な基盤」を持ったものに置き換えることを含め、日本と安全保障関係の再検討を行うべきだと、ダレス国務長官に書き送った。⁽³⁸⁾冷戦の「政治経済戦争」化が本格化する五〇年代後半に入り、米政府にとって、安保改定を促進する誘因は、集団安全保障システムへの参画による日本の負担担から、日本の中立化の防止へと変化しつつあったのである。ただし、五七年一月に予定されていた安保改定に関する国務省内の協議が実際には開催されなかったように、この時点では、安保改定が喫緊の問題として捉えられていたわけではなかった。⁽³⁹⁾

第二節 改定構想の再度の挫折——一九五七年

(一) 岸構想の蹉跌

五七年二月に岸政権が成立すると、安保改定が両国政府間の懸案事項として浮上する。首相兼外相に就任するやいなや、岸は同じ頃に駐日大使に着任したマッカーサーとの緊密な協議を重ねた。四月から五月にかけての一連の協議において、岸は、安保条約下での日本の従属的立場から生じる反米感情が日本国内で高まっている状況で中ソ両国が日米離間や日本の中立化を図っているという分析を披露し、もし共産圏が日本の中立化に成功すれば自由世界の結合に大打撃となると語った。その上で、日本国内の不満を除去し、共産圏による日米離間政策に耐えられる十分な強度を持った日米関係を生み出すためには、沖縄や小笠原の領土問題の解決や在日米地上軍の撤退などに加え、安保条約

の改定が必要だと訴えている。⁽⁴⁰⁾ 以上の提案が三月に岸が指示した外務省の検討の結果として行われたことに示されるように、岸と外務省は密に連携していた。⁽⁴¹⁾ 外務省では、岸が強く望んだ訪米の準備に専念していた安川壮が中心となつて安保改定を検討していた。⁽⁴²⁾

安保改定を提案するに際して、岸が中ソによる日米離間政策などの冷戦的修辭を弄したのは、自らの提案を米国防府にとって受け入れやすいものにしよという意図があったからだった。⁽⁴³⁾ 言い換えれば、安保改定に関する岸の提案は、重光草案と同様、対外的、軍事的な国家安全保障上の必要性ではなく、ナシヨナリズムの感情と国内政治上の利得に動機づけられていたのである。⁽⁴⁴⁾ 岸は、「日米対等」を達成して「占領体制の清算」を行うという目標を持ったナシヨナリストであり、旧条約がある限り日本を「独立国」とは呼べないという反感を持っていた。⁽⁴⁵⁾ 「占領の匂い」がする安保条約は「不平等」であるという感覚は、外務省でも共有されていた。⁽⁴⁶⁾ しかし、相互防衛条約の締結を主張する重光がダレスに一蹴された光景を目の当たりにしていた岸は、一足飛びに「日米対等」を指すのではなく、より慎重なアプローチを選んだ。それは、第一段階で、日本国内が不平等と考えている点を部分的に是正し、保守勢力に対する国民の支持を得て憲法を改正した上で、次の段階で、日本が「負うべき義務と責任」を果たして相互防衛条約を締結するという二段階の安保改定構想である。⁽⁴⁷⁾

二回目の改定の前提となる憲法改正を実施するには、保守勢力が集票能力を高め、衆参両院で三分の二の議席を得る必要がある。そのため、岸はマッカーサーに対し、憲法改正を行うためには、次の総選挙前に安保改定を行い、保守勢力への支持を高めて三分の二の議席を得る必要があると語っていた。加えて岸は、安保改定が日本に二大政党制をもたらすことを期待していた節がある。岸はマッカーサーに対し、安保改定によって、社会党主流の極左勢力が

掲げる争点を奪って穏健派の台頭を促し、社会党を「責任ある野党」にするのが自分の希望だと述べた。その上で、極左勢力が「締め出される」(‘sealed off’)ことは日米両国にとっての死活的利益だと論じている。⁽⁴⁸⁾ 目指すところが憲法改正であれ二大政党制であれ、岸は安保改定を、少なくとも短期的には、極左勢力の弱体化と保守勢力の集票の手段として位置づけていたのである。⁽⁴⁹⁾ 日本国民の不満を和らげるという国内政治の論理から安保改定を推進していたのは、外務省も同様であった。⁽⁵⁰⁾

以上の構想に基づき、岸は、付属協定の締結による安保条約の部分修正を米国側に申し入れる。その基本的な内容は、①在日米軍の配置と使用に関する事前協議、②安保条約と国連の関係、③条約期限を明示化するというものだった。これらは、外務省における付属協定締結の検討を反映したもので、「いくらかでも対等な主権国家の協力関係にふさわしい体裁を整え、米軍の存在に対する国内の批判を和らげること」を狙った措置だった。⁽⁵¹⁾ こうして、岸は国内世論へのアピールを目的として、六月の訪米時に公表する共同声明についての事前交渉を始めたといとマッカーサーに申し入れ、そこに「現在の安保条約は、新たに確立した日本の地位と一致するように改定されるべきであり、両政府は改定のための交渉に入るべきであることに合意した」と明記することを要求した。⁽⁵²⁾

なお、ここで注目すべきは、六月に作成された外務省の付属協定案において、日米行政協定第二四条と同じ、国際危機時における協議の条項が挿入されるにとどまり、米国の対日防衛義務は明文化されていなかったことである。⁽⁵³⁾ これは、日本が米国防衛の義務を負わないままに米国に防衛義務を負わせることに伴う困難を予想した結果だと思われるが、いずれにしても岸訪米の時点では、外務省が米国の日本防衛義務よりも、事前協議、国連との関係、条約期限を重視していたのは間違いない。後述するように、米国の対日防衛義務がより重要視されるようになるのは、五八年

になってからである。

さて、共産圏の日米離間政策や日本の中立化に言及しながら行われた安保改定に関する岸の申し入れは、米国政府内において「弱者の恐喝」⁽⁵⁴⁾の効果を一定程度發揮していた。すなわち、米国政府は、既に抱いていた「日本中立化」に対する懸念を深め、それを予防するための措置として安保改定を考慮せざるを得なくなったのである。岸の申し入れを受け、マッカーサーは、国内の中立主義的感情の動向や日米関係の再調整に関する米国の態度如何で親米の岸も中立化を志向しようと論じ、「私の恐怖は、日本が急速に中立主義へとなだれ込むことである」と本省に報告した。そして、「日本の自由世界との提携は、米国が安全保障と防衛の分野で何をするかにかかっている」として、現在の暫定的な安保条約に代わる永続的な新条約を生み出す時は熟しつつあるという提案を行った。⁽⁵⁵⁾「日本中立化」に対する懸念の強さは、政治軍事面よりも純粹な軍事面を重視する軍部ですら駐日大使館の勧告に原則的に同意していたことにもあらわれている。⁽⁵⁶⁾

しかしながら、米国政府は、あくまで将来的な安保改定を考慮したに過ぎず、改定交渉を開始する時が熟したとは考えていなかった。そのため、改定を具体的な交渉スケジュールに載せるといふ岸の思惑は訪米の前に打ち砕かれる。マッカーサーをはじめ駐日大使館は、日本側に対し、岸の提案は「極めて深刻な困難」を孕んでいると語り、訪米時の共同声明に関する事前交渉を拒否した。そして、岸の提案からは「日本が条約を相互的にするために必要なより大きな責任を分担する用意があるという明確な兆候を見てとることができない」と断じた。⁽⁵⁷⁾ロバートソン国務次官補や国務省・国防総省の事務レベルも、駐米大使館に対し、改定交渉の開始に応じることは困難であると再三伝えていた。⁽⁵⁸⁾米国側の拒絶に直面した岸は、改定に伴う問題や困難を理解すると述べることはできなかつた。⁽⁵⁹⁾岸は六月の訪

米時、改定交渉の開始を言い出さなかったのではなく、言い出せない状況に追い込まれていたのである。

米国政府が改定交渉の開始を拒否した根本的な理由は、以下の二点に集約される。第一に、日本の防衛負担分担に關する意志が不明確なことである。駐日大使館は、岸の提案は多くの点で一方的要求であり、「日本が世界で果たそうとする役割」や「正義に基づく世界平和への貢献という文脈において、日本が新たな地位に見合った形で分担する負担や責任」について触れていないなどの問題があるとみていた。⁽⁶⁰⁾ 国務省極東局も、米国人にとって理解し難いのは、なぜ経済力を備えつつある日本が「自由世界の相互防衛のためのより大きな努力」を行う能力と意志を持っていないのかだとして、岸と会談する際には、「日本が自由世界の責任を分担する必要性」を明確に伝えられる語を用いるよう、マッカーサーに指示していた。⁽⁶¹⁾ 確かに、訪米に先立ち、岸は米国へのアピールを目的として、「国防の基本方針」と「第一次防衛力整備計画」を策定して防衛問題への積極姿勢を示すとともに、東南アジア諸国を歴訪して「東南アジア開発基金」構想を打ち出していた。⁽⁶²⁾ だが、それらは米国政府の負担分担要求を到底満たすものではなかったのである。⁽⁶³⁾

第二に、岸が欲する事前協議制度によって、在日基地の自由使用が制限されることへの反発である。この観点を強く打ち出していた国防総省は、防衛問題に関する日本人の態度が「未熟でナイーブ」なことや「防衛上の必要性」が「財政上や政治上のご都合主義」に従属させられてきたことに鑑みれば、米軍の配置と使用に関する「拒否権」を日本政府に与えることは「極めて危険」だと判断した。⁽⁶⁴⁾ 要するに、米国政府は、重光草案を拒否したときと同様、米国にとって「不満足」かつ「危険」だという理由から、岸の申し入れを拒絶したのである。

ただし、駐日大使館は、日米関係を再調整しなければ、日本は「スイス型の中立」や「インド型の中立」、さらには「共産圏との協調」に動きかねないという論理を持ち出して、米国は将来的には安保改定に応じるといふ姿勢を示

すべきだと主張した。⁽⁶⁵⁾ 結局、米国政府は妥協策として、将来的な安保改定には前向きな姿勢を示すが、改定交渉の開始には応じないという基本方針に基づき、岸訪米を迎える。かくして、この訪米では、五一年の安保条約は「本質的に暫定的」なものであることが共同声明で確認されるにとどまった。⁽⁶⁶⁾ 五七年の時点では、米国政府にとって、日本の中立化の予防という改定の促進要因は、在日米軍基地の自由使用と日本の負担分担の不十分さという改定交渉開始のハードルを乗り越えるほどには強くなかったのである。

(二) 岸訪米の成果——在日米軍削減の合意と「安全保障に関する日米委員会」の設置

岸訪米では安保改定の交渉開始は合意に至らなかつたが、部分修正を内実とする日本政府の改定構想は個別的かつ形式的に実現されることになる。つまり、①在日米軍の配置と使用に関する事前協議は、「実行可能なときはいつでも」という断り書きがついた形であるが、共同声明に盛られ、②安保条約と国連の関係は岸訪米後に交換公文で明文化され、③条約期限は「そのままの形で永久に存続することを意図したものではない」と共同声明に記された。⁽⁶⁷⁾ 日本国内の反安保感情を和らげる効果を有するこれらの合意は、国内政治上の利得を重視する岸にとっては、改定交渉開始が合意されなくとも訪米の成果を主張できるものであり、他方、安保改定によって在日基地の使用に制約がかかるのを避けたい上、日本の負担分担は不十分だと考える米国政府にとっても、「日本中立化」の防止に役立つものだった。このように、岸訪米では、改定交渉開始の代替策が合意、公表されたのだった。

岸訪米の際に合意された在日米軍の大幅な削減もその一環だった。まず、在日米軍の削減を申し入れるに際して日本政府の主たる動機は、冷戦の「政治経済戦争」化以降高まっている反米・反基地感情を抑え、ひいてはこれを争

点として攻勢を仕掛けてくる革新勢力の弱体化を図ることにあった。四月に安保改定の申し入れを行った岸は、その際同時に、日米安全保障関係に対する日本国民の支持を高めるためには在日米軍が最大限撤退することが最も好ましいという提案を行った。⁽⁶⁸⁾ 外務省で岸訪米準備に専念していた安川も、五月に駐日大使館員と話し合った際、岸訪米時に陸上戦闘部隊の全面的な撤退を公表することは、「日本国民に対しても好ましい影響」を有すると語っている。⁽⁶⁹⁾ 国内からの反発を抑えるために在日米軍を削減するという方針は、重光草案が挫折した後も日本政府内に根強く残っていたのである。

他方、米国政府は、在日米軍の削減が安保改定の代替策として、日本国内の反米・反基地感情を和らげることを期待していた。在日米陸上部隊の削減という方針はNSC 五五—一六／一に示された既定の方針ではあったが、その規模や時期などの具体的内容は未定であった。それが陸上戦闘部隊の全面撤退という形で明確化したのが岸訪米時である。この背景には、反米・反基地感情の高まりに適切に対処しなければ、日本が中立化しかねないという懸念が存在した。つまり米国政府の地上軍完全撤退の決定は、「軍事的な観点からの判断」ではなく、「親米日本」の確立を優先した政治的な判断⁽⁷⁰⁾に基づいていたのである。このように政府中枢で在日米軍削減が決定される中で、駐日大使館は、岸訪米の準備過程において、安保改定を行わないのであればその他の日本側提案に応じることは重要だと意見具申を行った。そして、そのひとつに在日米陸上戦闘部隊の撤退を含め、日本国内で「とても素晴らしい影響」をもたらすという期待を込めて、これを共同声明で大々的に公表することを提案した。⁽⁷¹⁾ この方針は国務省の容れるところとなり、岸・アイゼンハワー共同声明では、米国は「明年中に日本国内の合衆国軍隊の兵力を、すべての合衆国陸上戦闘部隊のすみやかな撤退を含み、大幅に削減する」ことが謳われた。

日米両国政府は、改定交渉の開始に代わる妥協案として、安全保障協議の新設にも合意した。岸訪米に際して、協議の新設を最初に打診したのは日本側であり、その基本的な動機は国内へのアピールにあった。安川は駐日大使館員と会合した際、岸が在日米軍の配備と使用や条約問題などについて話し合う高位の協議機関の設置を模索しており、その背景にはこれを「具体的成果」として国内に宣伝できるという思惑があると語った。⁽⁷²⁾岸は、この協議が事前協議や安保改定について話し合うという体裁をとることで、国内の反安保感情を弱める効果を持つことを期待したのである。実際、岸はダレスとの会談で、「安全保障条約の実施に関する基本的な問題を検討するために」となっていた協議設置の目的に関する共同声明の文言が委員会の機能を制限している印象を与えかねないため削除すべきだと要求した上で、日本の世論にこの協議は広範な問題を話し合うためのチャンネルであるという印象を与えることが好ましいと主張していた。⁽⁷³⁾そして、共同声明では「安全保障条約に関して生ずる問題を検討するために」政府間の委員会を設置するとされ、「安全保障に関する日米委員会（安保委員会）」の設置が八月に正式に発表された。

米国政府が「安保委員会」の設置に応じたのは、それが日本国内の不満を和らげ、安保改定の代替物としての機能を果たすことを期待していたからであった。設置を主導した駐日大使館は、安保改定を行わないのであればその他の日本側提案に応じることは重要だと論じ、その一環としてNATOの機関と類似した協議機関の設置を行うべきだと提言した。⁽⁷⁴⁾後日極東局や駐日大使館がまとめているように、協議設置の目的は、日米安全保障関係における相互性を提供し、日本が求める条約の改定の必要性を薄めることにある⁽⁷⁵⁾のである。駐日大使館がNATOと同様の協議を設置することを提案した背景には、「もし我々が英国や西独、その他の同盟国を見ると同様に日本人を見て、平等な基盤から扱わなければ、…〔中略〕…我々の安全保障体制は意味を成さないものとなり、米国は日本から追い出

されることになろう」(一)内引用者注(以下同様)という考慮があっても不思議ではない。⁽⁷⁶⁾要するに、米国政府は、基地の自由使用や日本の負担分担の不十分さを考慮して改定交渉に応じないようにしつつ、中立化の原動力となりうる安保条約に対する日本の不満を和らげることを期待して、「安保委員会」を設置したのである。だが、五八年に入ると、安保改定が三度日米間の懸案事項として浮上することになる。

第三節 改定の決定——一九五八年

(一) 米国政府内の論争(一—四月)——日本の中立化の予防 vs. 日本による負担分担

米国政府内で安保改定が再度検討されるきっかけを作ったのは、ダレス國務長官だった。五八年一月、ダレスは、「私は、日本と沖繩における現在の米国の姿勢を安全に維持できると思わない。もし単に条約上の権利の上に居座ろうとするだけであれば、我々は、敵対的で、親共産主義ではないにせよ中立主義的な感情を持つ日本政府に導かれた大衆の感情に吹き飛ばされてしまうだろう」としたメモを作成した。⁽⁷⁷⁾ダレスがこうした認識を示したのは、五七年後半以降、彼の中で同盟国を喪失することへの恐怖が強まり、日本の中立化が自由陣営の崩壊と連動して考えられるようになったからである。

ダレスに同盟国喪失の恐怖を植え付けたのは、二つの国際的出来事だった。第一に、五七年後半のソ連のICBMと人工衛星の打ち上げ成功である。これによって、ソ連が米本土に到達するミサイルを獲得する見通しが強まったため、米国は自国を危険にさらしてまで同盟国を守るだろうかという形で、米国の拡大抑止に対するNATO諸国の信

頼感が低下する事態が想定された。そのためダレスは、米国の拡大抑止の信頼性が揺らいだ結果、NATO諸国で中立主義や独自核への傾向が強まることを恐れるようになる。⁽⁷⁸⁾ダレスの近辺では、ソ連の打ち上げ成功によってその威信が高まる一方で、一二月の米国の打ち上げ延期によってその威信が低下し、これらの政治的・心理的影響で中立主義の傾向が高まって、同盟の緊密性が低下するという事態も想定されていた。⁽⁷⁹⁾第二に、五八年三月のソ連による核実験停止の公表である。直後の極東旅行から帰ると、ダレスは極東の新聞が米国を好戦的なイメージで描いているという懸念を表明した。そして、米国がソ連との交渉で何らかの行動をとらなければ「好戦的国家」という米国イメージが広がり、「今後数年間で日本、西ドイツ、英国を失うかもしれない」ともらすようになる。⁽⁸⁰⁾

加えて、日米二国間レベルでも、日本喪失に関するダレスの恐怖を煽る出来事が起こっていた。第一に、ソ連の打ち上げ成功の影響が日本にも存在していることが明らかとなった。五七年一二月の第四回「安保委員会」において、七月に外相に就任した藤山は、打ち上げ成功に関するソ連の宣伝は「日本においても若干の効果を収めている」と述べ、その雰囲気を利用した野党が「世界の軍事均衡に変化が生じた」として「日本の非武装化、中立化のスローガン」を宣伝していると語った。⁽⁸¹⁾同じ頃、駐日大使館は、日本政府はソ連の成功を懸念しており、特に自由世界による効果的な対抗措置がなければ米国の緊密な協力という自らの政策が世論の支持を失うと心配していると報告していた。⁽⁸²⁾同盟国の離反を恐れ、ソ連の打ち上げ成功のアジア諸国への影響を憂慮していたダレスにとつて、以上の報告はそうした懸念を深める材料に他ならなかったと推測できる。第二に、五八年一月の那覇市長選である。当時、沖縄では反米・反基地運動が盛り上がりを見せており、そうした勢力の一部と考えられた人物が市長に当選したことは、米国防府に小さからぬショックを与えた。そのことは、ダレスが対日政策の見直しの柱として沖縄施政権の返還を最初に検

討したことにも示されている。⁽⁸⁴⁾

そして、「ダレス・メモ」をきっかけに安保改定の検討が始まる。一月末、ロバートソン国務次官補は対日政策の再検討を指示した。そこには、安保改定の代替として設置された「安保委員会」だけでは、もはや日本の不満を抑えきれないという認識が存在し、駐日大使館もそれを共有していた。⁽⁸⁵⁾だが、この検討過程では、日本の中立化の予防を最優先して安保改定を即時に行うことを主張する駐日大使館と、日本の防衛負担担当が先であるとして安保改定のタイミングを計る極東局の立ち位置の相違が明らかになる。この違いは、「日本が独立した非共産国家であり続け、中立姿勢をとらないよう確証すること」を「最低限の目標」としつつ、「共通の防衛問題で協力でき、アジア諸国に歓迎されながら、アジアの自由世界の政治的・経済的發展と安定のために指導的な役割を担うことのできる、強く頼りがいのある同盟国に日本を發展させること」を「最善かつ達成可能な目標」として設定した、対日政策の基本目標の二面性に起因するといつてよい。⁽⁸⁶⁾

ロバートソンの指示を受け、二月には駐日大使館が対日政策の再検討を行った。その一環として安保改定が検討されており、別の電報では新条約の草案（いわゆる「二月草案」）も提示されている。⁽⁸⁷⁾駐日大使館の基本的な主張は、安保条約を調整しないままに時間が過ぎれば、「日本がスウェーデンのように独り立ちするのに十分強いと考え、代替なしに条約を廃棄することが自らの利益に最も適うと信じるようになるリスク」を米国は負うことになるというものだった。この文脈で駐日大使館は、在日米軍基地の自由使用に固執して改定を拒否するのでなく、日本の米国との提携の継続を優先すべきだと論じている。さらに、駐日大使館は、集団安全保障システムへの日本の加入は望ましいが、憲法の制約と国内や周辺諸国の反発を考慮すればその可能性は皆無であるとした上で、米国は「真に相互的な二

国間安全保障協定を通じた、日本の米国や自由陣営との安全保障上の結びつき」を模索するべきであると主張した。そして、日本が負う主要な義務は基地の提供であると割り切って、日本の海外派兵のための憲法改正や防衛力増強を安保改定の必須条件からはずすことを提案した。⁽⁸⁸⁾ 在日米軍基地の自由使用と日本による負担分担の問題を棚上げし、在日米軍基地そのものの存続を危うくする日本の中立化の予防を優先して安保改定をすぐに行うべきだというのが駐日大使館の勧告だったのである。

しかし、極東局は、「二月草案」に沿って米国から改定を切り出すのではなく、まずは日本の考えを明らかにすることが先決だという方針を示した。三月、ロバートソンはダレスに対し、改定を行うか否かは、岸との協議において、日米双方の長期目標が十分に相互的かどうか明らかになってから決められるべきだと提言した。その基準となる米国の長期目標として挙げられたのは、「自国領土を防衛でき、自由世界の国家のために海外で兵力を用いる能力と意志を有する、軍事的に強力な日本」や「極東における自由世界全体の地位のための集団安全保障を提供できる、地域全体、もしくは限定的、または二国間の安全保障条約への日本の参加」といった、日本による防衛負担分担であった。この長期目標には、核兵器の持ち込みを含めて、米国が「自由世界の防衛」を遂行するために在日米軍基地を自由に使用する権利を日本が提供することも含まれている。⁽⁸⁹⁾ これは、極東における軍事作戦の自由度の確保を最優先する軍部が最も重視していた問題だった。⁽⁹⁰⁾

ダレスもロバートソンに同意する。ダレスは、日本人が「自らの将来は、ソ連と共産中国に対するバランス・オブ・パワーを創出するために、米国と緊密に協力することと共にある」という基本前提を受け入れず、最大のチャンスは米国と中ソ陣営の間でバーゲニングを行うことにあると考えて行動するのであれば、全面改定よりも現行条約の枠内

で調整を行うほうがよいという見解を示した。⁽⁹¹⁾ 日本の中立化への懸念から対日政策再検討のきっかけを作ったダレスであったが、五八年前半の時点では、日本はソ連や中国の「ジュニア・パートナー」となってその支配下に置かれることよりも、ソ連や中国に対する「バランス・オブ・パワー」を獲得するために米国と共にあることを選ぶだろう、という楽観的な見方を披露することもあった。⁽⁹²⁾ このことも、改定を先送りするというダレスの判断に影響していよう。これ以降極東局の方針に従い続けることにはあらわれているように、ダレスは、安保改定については極東局に一任していたものと考えられる。

結局のところ、ワシントンは、日本が自由世界との提携を不動のものとし、米国に基地の自由使用の権利を提供するとともに、自由世界の防衛に直接貢献する意志を示すことを、安保改定の要件として設定したのである。これに対して駐日大使館が、地域安全保障への日本の直接貢献には多くの困難がある上、早急に改定に動かねば日本は中立化し、米国はすべてを失いかねないという論理から、強く反論したのはいうまでもない。⁽⁹³⁾ その後、極東局がこれを黙殺したことで一度下火になる米国政府内の路線対立を再燃させるのは、日本政府からの打診であった。

(二) 日本政府の新しい論理（五―六月）——米国の対日防衛義務の明文化

五八年六月、藤山はマッカーサーに対し、第二次岸内閣の成立後、安保改定を含めた基本的な安全保障問題に関する非公式の討議を行いたいとし、外務省がこの問題について検討していることを明らかにした。⁽⁹⁴⁾ その後、藤山から外務省の検討作業について伝え聞いたと思われる岸も、安保条約の「再調整」について近いうちに話し合いたいとマツ

カーサーに語った⁽⁹⁵⁾。以上からは、五八年六月の日本政府による打診は五七年の時とは異なり、岸の主導ではなく外務省の発案で行われたと推察できる。

森治樹アメリカ局長や東郷文彦安全保障課長などを中心とする外務省の検討は、五月の総選挙後に始まっていた。自民党と社会党の間に最も大きな隔たりがあった外交・防衛問題について「社会党側が熱心に攻勢を展開したに〔も〕拘らず、自民党の政策に対する支持に变りがなかった」という判断が、外務省が行動をとることを可能にしたのである⁽⁹⁶⁾。この検討過程では、国内からの批判の的となっている「核兵器持込問題」と「在日米軍の作戦的出動の問題」、すなわち事前協議制の構築も従来どおり考慮されていたが、最も基本的な問題とされたのは「米国の日本防衛義務を如何にして条約上確保するか」という新しい課題であった⁽⁹⁷⁾。ただし、外務省はこの時点でも、米国議会による承認の必要性などの困難に鑑み、これらの問題を安保条約の全面改定ではなく、付属協定の締結による「微調整」によって是正することを構想していた⁽⁹⁸⁾。米国の日本防衛の義務については、それを間接的かつ実質的に公式化するために、「自衛隊と在日米軍は、夫々の国内法の限度で、日本地域の安全の為め、協力する」ことを交換公文で明文化するという方針が示された⁽⁹⁹⁾。

外務省以上に米国の公式の防衛公約を強く欲していたのが、同じ頃に「安保条約の改正を含む日米防衛関係の検討」を行った防衛庁だった。旧条約では、「有事の際に所要の兵力を日本に対し増強することが確保されていないのみならず、有事の際場合によっては在日米軍が他に転用されることも予想される」。防衛庁はこの問題意識に基づき、「駐留米軍の日本防衛のための駐留権から日本防衛の義務、更に有事の際においては米軍に新なる増派の義務を課するところまでその責任を高める」よう米国側に主張することも可能だと判断した。加えて外務省に対し、日米間で「防衛

責任の分担の態様を明らかにし、将来米国側の行うべき軍事援助の規模を或程度米側をして表明せしめるよう努力する」ことを要望していた。外務省に対する防衛庁の申し入れは、加藤陽三防衛局長や林敬三統合幕僚会議議長、外務省から出向していた青木盛夫参事官などによる協議の結果として行われていた。⁽¹⁰⁾米国の防衛義務がここまで重視されたのは、五五年に安保改定が提起されてから初めてのことである。

外務省と防衛庁に米国の防衛義務の公式化を必要とさせていたのは、岸訪米時に合意された在日米軍の削減だった。上述の通り、これは冷戦の「政治経済戦争」化を背景に、それまで日本政府がナシヨナリズムの衝動や国内政治上の理由から希求し、米国政府が日本国内の不満を緩和して「日本中立化」を予防するために行ったものであった。だが、日本政府は、これが実施されたことで米軍による日本防衛が不十分となり、日本の国家安全保障が万全ではなくなるという不安を抱くようになったのである。防衛当局は、「米軍は逐次撤退して現在においては在日米軍の実力は『外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与』（旧条約第一条）し得ない程度にまで低下している」と判断し、「米軍の日本国防衛の義務及責任分担の明確化が要請される」と論じている。⁽¹¹⁾この見解を容れてか、外務省も「現状では米軍は相当急速な縮小過程にある」一方で、「自衛隊の育成は種々の制約下」にあるため、「我国の防衛に空白を生ずる惧大である」という認識を示した。⁽¹²⁾駐日大使館や在日米軍司令部は、日本の国内世論が在日米軍の削減を歓迎し、反米・反基地感情が改善される一方で、政府当局者を中心に、米軍撤退が早すぎて自衛隊がその空白を埋められないことから生じる「日本防衛に関する懸念」が生じたという分析を披露している。⁽¹³⁾

在日米軍のさらなる削減が行われ、日本の国家安全保障が危殆にさらされるのではないかという懸念を増幅させていたのは、ソ連によるICBMと人工衛星の打ち上げ成功だった。つまり、外務省は、ICBMの発達によって「兵

力の戦略的配備」や「極東に於ける日本の戦略的地位」に変革が起こり、「極東に於ける米軍配備の第一線が後退し得ると云うことになれば、非常の事態に於て日本は何処迄米軍の直接的協力を期待し得るやに付大なる不安を感じることになる」と考えたのである。⁽¹⁰⁴⁾七月の省内の会議の中で、藤山も「安保条約成立後今日迄日本の戦略的価値の変遷如何」と質した上で、「有事の際米軍としては安保条約だけで充分か、新しい取り決めに要するや」という問題を提起していた。⁽¹⁰⁵⁾こうした状況を観察していた駐日大使館は、「何年もの間、日本の指導者は、強力な在日米軍が日本自身の防衛努力とは無関係に日本を守るという前提の下、自らの国家安全保障を事実上無視してきた」が、在日米軍撤退とソ連の成功が同時に起こったことは、日本政府に国家安全保障という重要問題と向き合うことを迫ったと分析している。⁽¹⁰⁶⁾要するに、在日米軍の削減によって日本の国家安全保障が万全ではなくなったという認識が生じる中で、外務省と防衛庁は、米軍の日本防衛への関与の確実性を高めるために米国の防衛義務の公式化しようとしたのである。

無論、外務省には、米国の防衛義務を明文化することに国内の安保批判を和らげる効果もあるという考えもあった。米国の防衛義務が明文化されれば、米軍の駐留権のみが規定されている旧条約は不平等であるという批判を回避することができる。⁽¹⁰⁷⁾加えて、外務省はソ連の打ち上げ成功が有する日本国内への影響についても憂慮しており、具体的には、自由陣営に対する自らの軍事的優位を喧伝することで「自由陣営の切り崩し」を図る「共産圏の平和攻勢乃至心理戦」が成功することを恐れていた。事実、ソ連は中途半端な軍備は無意味であると宣伝し、社会党はICBM時代に東西両陣営のいずれかに与するのは危険だとして安保条約の解消を主張していた。このように、日本国内が米国の防衛関与の確実性が低下したと考えれば反安保感情や中立主義が強まる状況が生まれたため、外務省は米国の防衛義務を公式化する必要性があると想定したのである。⁽¹⁰⁸⁾

(三) 第二次台湾海峡危機と改定の決定（七月九月）

日本側が日米安全保障関係を再検討する必要性を伝えたことは、安保改定をめぐる米国内の路線対立を再燃させた。従来どおり、駐日大使館は、日本の提案を固辞して場当たり的な調整を繰り返すことは中立主義を標榜する勢力を強める可能性があるため、交渉を開始するほうが有益であると勧告した。⁽¹⁰⁹⁾これに対し、ダレスの承認を得た電報の中で国務省極東局は、「自由世界とのより強固な紐帯の発展」と「太平洋地域における防衛責任へのより大きな貢献」を日本に促すために如何なる手段を選択するかについて決定する前に、岸や藤山と再度話し合い、それらの実現可能性について調査を行うべきだと指示した。⁽¹¹⁰⁾七月に入り、マッカーサーは岸と藤山に対して、日本の「安全保障分野における究極的な目標や目的」と「日米安全保障関係に関する長期的な考え」を聞きたいと伝える。⁽¹¹¹⁾

その後行われた三〇日の藤山・マッカーサー会談についての日米両国の記録からは、即時の全面改定を推進する駐日大使館の独走とも解釈できる行動が観測できる。⁽¹¹²⁾第一に、駐日大使館は強引なやり方で、長期目標に関する日本側の言質を引き出した。藤山は、日本の長期目標について、極東局を満足させうる明確な見解を提示しなかった。⁽¹¹³⁾そのためマッカーサーは、「第二次大戦後世界の勢力関係に大きな変動があり、日本はソ連中共という二つの巨大な力が存する実情の下に於て独力で其の安全を保障することは出来ず、従つて米国との間に何等かの形の安全保障取極をやつていくと云う長期的方針であると解して差し支えないと思うが如何であろうか」と問い、「現在の如くソ連中共という巨大な軍事力が存している限り其の点は変わらない」という藤山の言質を引き出した。その上で、駐日大使館

は本省に対して、「中ソ陣營の強大なパワーが存在する現状では、米国との長期的な安全保障上の紐帯が緊要である」というのが日本政府の基本姿勢だと確認できたとだけ報告している。第二に、駐日大使館は本省からの指示がない状況で、全面改定の可能性を日本側に示唆した。安保改定には付属協定案と新条約案があるが前者のほうが妥当だとする藤山に対し、マッカーサーは、日本が「条約地域を日本区域に限定し、日本の海外派兵の問題が生起しないような相互援助条約」を希望するなら「自分は努力する用意がある」と述べた。だが、駐日大使館の本省への報告の中には、「自分は努力する用意がある」に対応する箇所は見当たらない。要するに、駐日大使館は、本省を満足させるような日本の言質を引き出すと同時に、日本政府に全面改定へと踏み切らせようと奔走していたのである。

しかし極東局は納得しなかった。米国との提携の意志が確認できたとはいえ、防衛負担分担に関する日本政府の意志表示がなかったためである。ウ。「安全保障上の日本の長期的目標がより明確に明らかになるまで」、米政府は「日本を満足させるためにどれほどのことをすべきか」に関する最終判断を行うことはできない。九月の藤山訪米では、ダレスが日本の考えをさらに聞き出すにとどまる。これが八月二二日の極東局の通達だった。⁽¹⁴⁾七月に作成されたOCBのレポートでも、「日本地域における自由世界の防衛に関する負担と責任を受け入れるという日本の意志」が伴わなければ、安保改定は米国にとって好ましくないという見解が示されている。このレポートは、日本の防衛努力と防衛力整備は米国が好ましいと考えるレベルに到底達していないと論じていた。⁽¹⁵⁾加えて、ロバートソンは八月二五日のマッカーサー宛の手紙の中で、付属協定にせよ全面改定にせよ、日本側が望むように事前協議制度を含む方法で改定を行うことは、「極東における我々の同盟国との条約関係」と「同地域における有事の際に我々が同盟国に提供する支援」の双方に影響するとして、改定に否定的な態度を示した。⁽¹⁶⁾軍部は、改定交渉の開始には原則的に同意していた

が、核の持ち込みを含めて基地の自由使用に徹底したこだわりを見せていた。⁽¹⁷⁾ 結局、八月後半の時点でもワシントン
は、日本の負担分担の不十分さと在日基地の自由使用への制約を理由に、日本側の安保改定の提案を「不満足」かつ
「危険」なものだと判断していたのである。

他方、日本政府に全面改定に踏み切らせようという駐日大使館の努力は成功する。二五日、岸は、外務省が構想し
ていた付属協定による「微調整」ではなく、条約の全面改定を行う意向をマッカーサーに伝えた。決定的な論拠とな
る文書はないが、先行研究や周辺資料に基づけば、岸の決断理由は、五七年六月の訪米時と同様、国内政治上の利益
にあったと推測できる。当時、岸は総選挙での勝利を背景に革新勢力との対決姿勢を一層強めており、その論戦にお
いて安保問題が争点となるのは確実だった。そこで岸は、国内からの批判の対象となってきた「在日米軍使用の問題」
と「核兵器持ち込み問題」についての事前協議の規定を作ることの緊急性を強く意識した。岸にとって米国の防衛義
務を明文化することは二義的な意味しか持っていなかったが、岸は、事前協議制の確立に加えてこれも達成されれば
安保条約に対する国民の支持がさらに取り付けやすくなるという観点から、マッカーサーの示唆に従う形で全面改定
を行うことを決断した。⁽¹⁸⁾ 岸は、「保守党内閣に対し、社会党は防衛問題について、小出しに反対してくるが、民心に
対して新条約体制によって覚悟を決めさせる事が出来る」と述べ、「新条約をやるといふ事は……〔中略〕……来春の
選挙の関係を含めて、輿論及国会の関係で貴内閣に有利であるとのご判断であるか」というマッカーサーの確認に対
し、「その通りである」と答えている。⁽¹⁹⁾ このように、岸にとつての安保改定は、日本の国家安全保障に緊要な米国の
防衛義務を確保するための手段というよりも、国内政治上の利得を得るための手段という意味合いが強かった。

さて、極東局が安保改定に踏み切るのは、藤山訪米の直前である。九月三日まで駐日大使館は、早急に改定を行わ

なければ日本が中立化する可能性があるというおなじみの論理を用いて、その必要性を訴え続けた。⁽¹²⁰⁾そして、極東局は三日の駐日大使館からの電報に従う形で、少なくとも六日までに、藤山訪米時に改定交渉の開始に応じることを決定した。⁽¹²¹⁾改定交渉の開始に頑強に反対してきた極東局がここに至ってそれを容認したのはなぜだったのか。残念ながら筆者の調査では、八月二五日のロバートソンのマッカーサー宛の手紙から九月六日の決定の間の安保改定に関する極東局の資料は発掘できなかった。そこで、状況証拠に依拠してひとつの見解を提示したい。

それは、極東局において、「日本中立化」の懸念という改定の推進要因が決定的に高まり、在日基地の自由使用と日本の負担分担の不十分さという改定のハードルを乗り越えたというものである。既述のように、改定を行わなければ日本が中立化するのではないかという懸念は、五六年以来、極東局にも少なからず存在した。そうした中、五八年八月二三日に第二次台湾海峡危機が生起し、「日本中立化」に対する懸念が国務省内で強まる。ダレスが九月四日にニューポートで休暇中のアイゼンハワー大統領に手渡したメモは、金門・馬祖島の喪失は反共・親米の蒋介石政権の權威と軍事力に対する深刻な影響を持っており、もしそれが起これば日本やフィリピン、韓国などからなる西太平洋における「反共の防壁」は危殆にさらされ、「日本は巨大な工業力を持ったまま中ソ陣営の手に落ちるかもしれない」という認識を示していた。いわゆる「ドミノ理論」である。この懸念の強さは、台湾海峡危機への米国の軍事介入とともに核兵器の使用が考慮されていたことにもあらわれている。⁽¹²²⁾他方で、国務省内にはこのメモに対し、緊密な同盟国や「極東における二つの重要な大国」である日本とフィリピンが米国の介入を支持しないため、そこには同盟国の離反という「真の危険」が伴い、さらに、米国が核兵器を使用すれば日本やフィリピン、その他のアジア諸国は中立化や中国との和解に動き出す可能性がある、という批判もあった。⁽¹²³⁾ダレス自身このジレンマに気づいていたが、彼は

核を使つても金門・馬祖を防衛するほうがよりよい選択であると決意していた。⁽¹²⁴⁾ いずれにしても、台湾海峡の緊張が高まる状況下で、国務省内では、日本をはじめとする同盟国の中立化に対する懸念が急速に強まっていたのである。こうした中で、極東局に安保改定を決断させた三日の駐日大使館の電報は、「日本中立化」の可能性を説きながら、台湾海峡危機によって緊張が高まっている状況では、極東における米国の軍事態勢と抑止力が大きく依存しているところの日本との安全保障関係を強化し、より耐久性があり長期的なものにする必要性は高まっていると論じていた。⁽¹²⁵⁾

以上に鑑みると、極東局の決定には、台湾海峡危機に伴って「日本中立化」に対する懸念が高揚し、それを予防する手段とされてきた安保改定の有用性が再認識されたことが作用していたと推察できよう。これを裏付けるように、極東局は後に、米国の選択は安保改定か旧条約維持かの二択ではなく、改定か「何もなし (none whatsoever)」[日本との安全保障関係を持たない]かの二択にあるという考慮が、改定決定の根底にあったと記している。⁽¹²⁶⁾

そして、安保改定がワシントンのコンセンサスとなつていく。ダレスは、台湾海峡危機への対応に集中しており、改定問題を熟考することはできなかったと思われるが、この問題を一任してきた極東局の政策変更に関する議論はなかった。八日の省内の会議において、マッカーサーが「日本は攻撃的な危険性を示すことはないが、それは中ソ陣営に吸収されてその一部とならない限りにおいてであり、それが起こった場合には、世界の四大工業地帯のひとつとして、日本は米国に危険を突き付けるだろう」と発言した。これを受け、ダレスは、「相互安全保障条約から技術的に我々が何を得られるかということよりも、日本の自由世界との心理的提携から得られることに興味がある」として改定を承認したのである。⁽¹²⁷⁾ 翌日、軍部を含む国防総省も、在日基地の使用や核の持ち込みの問題については妥協ができないと強調した上で、交渉開始に同意した。⁽¹²⁸⁾ 軍部は、改定交渉の中で在日基地の自由使用の保障さえ得られれば、安保改定自

体には反対しないという立場だったと考えられる。⁽¹²⁹⁾

ホワイトハウスによる決定を重視するアイゼンハワー政権の政策決定スタイルに鑑みると奇異に映るが、藤山訪米の前に、安保改定に関するNSCやOCBでの討議や決定が行われたことを示す資料は管見の限り見当たらない。ただし、OCBが五九年四月に作成したレポートは、安保改定に関する米国政府の決定は、「日本による米国との提携を強めたいという〔米国政府の〕欲求」と「日本の要求への同意を遅らせることは、日本の感情に火をつけて条約改定の圧力を高めるため、不得策であるという結論」に基づいていたと記している。⁽¹³⁰⁾OCBも、米国政府は日本の中立化を防ぐという目的から安保改定を行ったという自覚を有していたのである。かくして、九月一日の藤山・ダレス会談において、改定交渉の開始が合意された。

おわりに

本稿の考察から、安保改定は、冷戦が「軍事対立」から「政治経済戦争」へと変容したことによって、「日本中立化」に対する米国政府の懸念が強まると同時に、米国の日本防衛への関与に対する日本の不安が生まれたことを起源としていることが明らかになった。ただし、こうした日米間の相互不安の構図が出来上がるのは五八年のことであり、五年から五七年までは過渡的な時期だった。その期間に大きな意味を持っていたのが、冷戦の「政治経済戦争」への変容によって、従来の厳しい軍事対立を主軸とする国際環境の中で抑制されていた日本国内の反安保感情が表出したことである。

五五年八月の訪米に前後して、重光外相は、日本国内の反安保感情をなだめることを主目的として、在日米軍の全面撤退とそれを正当化するための相互防衛の体裁を主軸とする新条約の草案を米国側に提示した。米国政府は、当時のアジア戦略の中核に位置した、中ソ陣営の軍事的「封じ込め」と同盟国による負担分担を満たす「西太平洋集団防衛協定」の構築に向けた第一歩となると判断して重光草案を歓迎しつつも、結局はこれを却下する。その理由は、負担分担に関する日本の姿勢が米国にとって「不満足」なことと、重光草案に明記された在日米軍の全面撤退が米国のアジア戦略にとって「危険」であることであった。「西太平洋集団防衛協定」の構築が目指されていたことに示されるように、五五年の時点での米国政府のアジア政策においては、「軍事対立」としての冷戦の影響が色濃く残っており、冷戦の「政治経済戦争」化の影響は限定的だった。こうして、重光訪米時には、安保改定が頓挫することになる。

五七年六月の岸首相の訪米では、日本側の改定構想が再度挫折する一方、在日米軍の大幅削減と「安保委員会」の設置が合意された。岸が安保改定を提案したのは、国内の反安保感情を背景に革新勢力が争点としてくる安保条約の問題を解決することで、保守政権の集票能力を高めるとともに革新勢力の弱体化を狙うという考えがあったからだった。しかし、米国政府は岸の提案を拒否する。その理由は、日本の負担分担の意志が不明確であることと、岸の提案に含まれている事前協議制度によって在日米軍基地の自由使用が制限されることへの反感にあった。他方で、米国政府内では、安保条約に対する不満が爆発して日本が中立化もしくは共産化すれば、アジア諸国がそれに続くこととなり、「政治経済戦争」化した冷戦戦略上、米国にとつての大損害となるという懸念が強まっていた。そのため、米国政府は、改定を回避しつつ、日本の不満を吸収しうる手段として、在日米軍の大幅削減と「安保委員会」の設置を進めた。国内政治上の利得を重視する岸も、改定の合意が困難となる中で、訪米の成果として国内にアピールする材料

になると考えて、これらの施策を推進した。

五八年になると、在日米軍の大幅削減と「安保委員会」だけではもはや安保条約に対する日本の不満を抑えきれないという認識が米国政府内で生じる中で、安保改定の検討が行われる。五八年九月の藤山訪米を終着点とする安保改定の決定過程は、一月の「ダレス・メモ」から始まった。「日本中立化」への懸念から対日政策の再検討を唱えたこのメモが作成されたのは、五七年後半に実施されたソ連によるICBMと人工衛星の打ち上げによって、自由陣営の同盟国が米国から離反することへの懸念をダレスが強く抱くようになったからであった。このメモをきっかけとして米国政府内で対日政策の再検討が始まり、その過程で駐日大使館は、安保改定に応じなければ日本が中立しかねないという論理から、改定を強く主張するようになる。これに対し、極東局を中心とする国務省が日本の負担分は十分であるという論理から改定の決定を拒否したことで、米国政府内では改定問題は下火になる。六月にこの停滞状況を動かすことになるのは、外務省と防衛庁が主導する形で日本側が安保改定を打診したことだった。そこには、国内の反米・反基地感情をなだめることを目的とした在日米軍の大幅削減によって日本の国家安全保障が危殆にさらされ始めたため、米軍の日本防衛への関与の確実性を高めるために米国の対日防衛義務を明文化する必要があるという判断が存在した。外務省は、ソ連のICBMと人工衛星の打ち上げ成功が在日米軍の大幅削減を助長しかねないという不安を抱いていた。そして、日本側からの打診を受けた駐日大使館は、「日本中立化」の予防というおなじみの論理から、即時の全面改定を国務省に再度強く主張する。この段階でも国務省は改定を受け入れなかったが、九月の藤山訪米の直前、国務省も漸く改定を決定する。この決定には、第二次台湾海峡危機によって「日本中立化」への懸念が大きく高まっていたことが影響を及ぼしていた。

以上の過程からは、安保改定が決まったのは、冷戦の「政治経済戦争」への変容という根本原因が、在日米軍の大幅削減という要因を通じて日本政府内で米国の日本防衛への関与への不安を生じさせるとともに、米国内で日本の中立化への懸念を高めた結果——相互不安の帰結——だったといえることができる。

- 1 例えば、渡邊昭夫「日米同盟の史的概観」世界平和研究所編（北岡伸一、渡邊昭夫監修）『日米同盟とは何か』（中央公論新社、二〇一一年）一一—一三頁を参照。
- 2 G. John Ikenberry, "America in East Asia: Power, Markets, and Grand Strategy," in Ellis S. Krauss and T. J. Pempel, eds., *Beyond Bilateralism: U.S.-Japan Relations in the New Asia-Pacific* (Stanford: Stanford University Press, 2004), p. 38; Ted Osius, *The U.S.-Japan Security Alliance: Why It Matters and How to Strengthen It* (Westport: Praeger, 2002).
- 3 本稿で用いた日米共同声明をはじめとする公表文書については、データベース「世界と日本」<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/>（東京大学田中明彦研究室、原田至郎研究室、松田康博研究室）を参照。
- 4 河野康子「日米安全保障条約改定の歴史的意義」『国際問題』第五九四号（二〇一〇年九月）。坂元一哉「日米同盟の絆」（有斐閣、二〇〇〇年）。田中明彦「安全保障——戦後五〇年の模索」（読売新聞社、一九九七年）第六章。波多野澄雄「歴史としての日米安保条約——機密外交記録が明かす「密約」の虚実」『岩波書店』、二〇一〇年。原彬久「日米関係の構図」（日本放送出版協会、一九九一年）。樋渡由美『戦後政治と日米関係』（東京大学出版会、一九九〇年）第二章第三節。John Swenson-Wright, *Unequal Allies? United States Security and Alliance Policy toward Japan, 1945-1960* (Stanford: Stanford University Press, 2005), Chapter. 6.
- 5 石井修「冷戦の『五五年体制』」『国際政治』第一〇〇号（一九九二年八月）。ジョン・L・ギャデイス（五味俊樹他訳）『口

- ング・ピース』(吉書房、二〇〇二年)第八章。佐々木卓也『アイゼンハワー政権の封じ込め政策』(有斐閣、二〇〇八年)三
四―三八頁。李鍾元『東アジア冷戦と韓日関係』(東京大学出版会、一九九六年)二〇六―二二二頁。
- 6 当時、それまで再軍備や憲法改正にも比較的好意的だった日本の国内社会が軍事に対する反感を示していたように、日
本国内の平和主義的感情と対外的不安感 (insecurity) は反比例の関係にある (Akiyoshi Miyashita, "Where Do Norms Come
from? Foundations of Japan's Postwar Pacifism," *International Relations of the Asia-Pacific*, Vol. 7 (2007), p. 99-120)。
- 7 NHK放送世論調査部編『図説 戦後世論史 (第二版)』(日本放送出版協会、一九八二年)一六六―一六七頁。
- 8 一月に保守勢力を自由民主党の下に合同させたのは、革新勢力の結集に対する危機感だった(中北浩爾『一九五五年体制
の成立』(東京大学出版会、二〇〇二年))。
- 9 欧米局第二課「日米安全保障条約並に行政協定改訂要綱試案」一九五五年六月二三日(外務省開示文書、請求番号二〇一〇
―四九)(以下、請求番号のみを表記)。下田「日米相互防衛に関する件(下田・パーソンズ会談、第一回)」一九五五年八月
六日(外交史料館、平成二二年度外交記録公開(一)、CDポリシーウム名H二二―〇〇三、ファイル管理番号〇六一―二〇
一〇―七九一―〇八)(以下、ファイル管理番号のみを表記)。
- 10 題名なし、一九五五年六月二四日(二〇一〇―四九)。
- 11 "Mutual Defense Problems between Japan and the United States," July 20, 1955. 「アリンソン大使・重光大臣会談録(第二回)」
一九五五年七月二一日、「重光大臣・アリンソン大使会談録(第三回)」一九五五年七月二七日(二〇一〇―四九)。「日本国とア
メリカ合衆国との間の相互防衛条約(試案)」一九五五年七月二七日(〇六一―二〇一〇―七九一―〇八)。
- 12 重光草案に内在するこれらの論理については、特に註がない限り、以下の文書を参照。欧米局第二課「日米安全保障条約並
に行政協定改訂要綱試案」。「アリンソン大使・重光大臣会談録(第二回)」。欧米局「日米共同防衛に関する基本政策(案)」一
九五五年七月二六日(二〇一〇―四九)。下田「日米相互防衛に関する件」。Embrel 201, Tokyo, July 25, 1955, 石井修、

- 小野直樹監修『アメリカ合衆国対日政策文書集成 第Ⅵ期 日米外交防衛問題一九五五年』（以下、『集成Ⅵ』と略記）（柏書房、一九九九年）七巻、一八一—三三頁。Embel 450, Tokyo to SOS, August 18, 1955, 『集成Ⅵ』一巻、一七五—一七八頁。
- 13 大嶽秀夫『戦後日本のイデオロギー対立』（三一書房、一九九六年）九二頁
- 14 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛条約（試案）」。
- 15 Embel 201, op. cit.; Embel 400, Tokyo to SOS, August 12, 1955 (794.5/8-1255), Box 3968, Central Decimal File [hereafter CD], 1955-1959, RG 59, National Archives II, College Park, Maryland [hereafter NA].
- 16 Gordon Chang, *Friends and Enemies: The United States, China, and the Soviet Union, 1948-1972* (Stanford: Stanford University Press, 1990), p. 88.
- 17 Memo. Robertson to SOS, “Japanese Proposal Reported in Tokyo’s Telegram 201 for a Mutual Defense Treaty with the United States to Replace the Present Security Treaty,” July 28, 1955, *Foreign Relations of the United States* [hereafter FRUS], 1955-1957, Vol. XXIII, Part I (Washington D.C.: USGPO, 1991), No. 37.
- 18 Marc S. Gallicchio, “The Best Defense is a Good Offense: Evolution of American Strategy in East Asia,” in Warren I. Cohen and Akira Irye, eds., *The Great Powers in East Asia, 1953-1960* (New York: Columbia University Press, 1990), p. 83.
- 19 赤木完爾『ヴェトナム戦争の起源』（慶應通信）一九九一年）第一章。John L. Gaddis, *Strategy of Containment: A Critical Appraisal of Postwar American National Security Policy*, Revised and Expanded Edition (Oxford: Oxford University Press, 2005), Chapters 5 and 6; Saki Dockrill, *Eisenhower’s New-Look National Security Policy, 1953-1961* (London: Macmillan Press, 1996).
- 20 李『東アジア冷戦と韓米日関係』二〇—二九頁。
- 21 池田慎太郎『日米同盟の政治史——アリソン駐日大使と「一九五五年体制」の成立』（国際書院、二〇〇四年）。石井修『冷戦と日米関係——パートナーシップの形成』（シヤパンタイムズ、一九八九年）第六、九章。植村秀樹『再軍備と五五年体制』

- (木鐸社、一九九五年) 第四、五章。坂元『日米同盟の絆』第二章。
- 22 中島信吾『戦後日本の防衛政策——「吉田路線」をめぐる政治・外交・軍事』(慶應義塾大学出版会、二〇〇六年) 一二六—一二七頁。NSC 5516/1, "U.S. Policy toward Japan," April 9, 1955, *FRUS, 1955-1957, Vol. XXIII, Part 1, No. 28*.
- 23 Embtel 201, *op. cit.*
- 24 下田「日米相互防衛に関する件」。
- 25 欧米局第二課「日米安全保障条約並に行政協定改訂要綱試案」。「日米安全保障条約及び行政協定改訂要綱試案」一九五五年六月二八日(二〇一〇—四九)。
- 26 「外務大臣国務長官会談メモ(第二回)」一九五五年八月三〇日(〇六一—二〇一〇—七九—一〇八)。Memcon, "Second Meeting with Shigemitsu: Defense Matters," August 20, 1955, *FRUS, 1955-1957, Vol. XXIII, Part 1, No. 45*.
- 27 原『日米関係の構図』三八—四三頁。Embtel 400, *op. cit.*
- 28 坂元「日米同盟の絆」一五六—一六三頁。劉星「日米安保体制史のなかの重光訪米」(一)(二)『名古屋大学法政論集』第一二七号(二〇〇五年三月)、第二〇八号(二〇〇五年六月)。
- 29 Memo, Sebald to SOS, "Shigemitsu's Proposal for United States-Japan Mutual Defense Treaty," August 23, 1955, 『集成Ⅵ』七卷、九五—九八頁。
- 30 Despatch 942, Tokyo to DOS, "Japanese Attitudes toward America," April 16, 1956, 石井修、小野直樹監修『アメリカ合衆国対日政策文書集成 第Ⅳ期 日米外交防衛問題一九五六年』(柏書房、一九九九年)〔以下、『集成Ⅶ』と略記〕二卷、一三二—一四五頁。Embtel 309, Tokyo to SOS, August 8, 1956 (794.00/8-856), *Records of the U.S. Department of State Relating to Internal Affairs of Japan, 1955-1959* (Wilmington, DE: Scholarly Resources, 1990), Reel 26.
- 31 Memo, Robertson to SOS, "Our Japan Policy: Need for a Reappraisal and Certain Immediate Action," January 7, 1957, *FRUS*,

- 1955-1957, Vol. XXIII, Part 1, No. 106.
- 32 OCB, "Progress Report on U.S. Policy toward Japan (NSC 5516/1)," February 6, 1957, 『集成Ⅶ』九卷 一五七—一六六頁。
- 33 杉浦康之「中国の『日本中立化』政策と対日情勢認識——岸信介内閣の成立から『岸批判』展開まで」『法学政治学論究』第七〇号（二〇〇六年九月）。
- 34 Memo, Green to Sebald and Parsons, "Comments on Tokyo's Despatch 276, A Fresh Start with Japan," October 12, 1956, 『集成Ⅶ』二卷 二九一—二九二頁。Letter, McArthur to Dulles, May 25, 1957, *FRUS, 1955-1957*, Vol. XXIII, Part 1, No. 159; NSC 6008/1, "United State Policy toward Japan," June 11, 1960, *FRUS, 1958-1960*, Vol. XVIII (Washington D.C.: USGPO, 1994), No. 175.
- 35 NSC 6008/1, op. cit.; NSC 5913/1, "U.S. Policy in the Far East," September 25, 1959, *FRUS, 1958-1960*, Vol. XVI (Washington D.C.: USGPO, 1992), No. 48.
- 36 『朝日新聞』一九五六年一〇月三十一日。Despatch 523, Tokyo to DOS, "Conservatives Consider Adjustment of US-Japan Relations and Revision of the Security Treaty and Administrative Agreement," November 27, 1956, 『集成Ⅶ』二卷 三一一—三一九頁。
- 37 Despatch 276, Tokyo to DOS, "A Fresh Start with Japan," September 21, 1956, 『集成Ⅶ』二卷 二五五—二八八頁。OCB, "Progress Report on U.S. Policy toward Japan (NSC 5516/1)," op.cit.
- 38 Memo, "Our Japan Policy," op.cit.
- 39 *FRUS, 1955-1957*, Vol. XXIII, Part 1, No. 113, fns. 2 and 4.
- 40 Embtel 2257, Tokyo to SOS, April 10, 1957, 石井修、小野直樹監修『アメリカ合衆国対日政策文書集成 第Ⅳ期 日米外交防衛問題一九五七年』（柏書房 一九九八年）〔以下、『集成Ⅳ』と略記〕三卷 一三五—一四一頁。Embtel 2305, Tokyo to SOS, April 13, 1957, 『集成Ⅳ』三卷 一五三—一五七頁。「日米協力に対する日本政府の決意」一九五七年五月一日「文書課長」岸

- 総理、マッカーサー米大使会談要旨(訪米予備会談第七回)一九五七年五月一日(二〇一〇—五〇)。Embrel 2588, Tokyo to SOS, May 11, 1957, 『集成Ⅳ』一巻、一六七—一七〇頁。
- 41 Embrel 1996, Tokyo to SecState, March 12, 1957, 『集成Ⅳ』五巻、九六—九七頁。外務省「日米協力関係を強化発展せしめるためにとるべき政策」一九五七年三月、「安保条約改訂案に対して米側が示すべき反応とこれに対する対策」一九五七年三月一日(二〇一〇—五〇)。Despatch 1060, Tokyo to DOS, "Current Thinking on Revision of the Security Treaty and Administrative Agreement," April 5, 1957, 『集成Ⅳ』五巻、一〇五—一七頁。
- 42 安川壯「忘れ得ぬ思い出とこれからの日米外交——パールハーバーから半世紀」(世界の動き社、一九九一年)五五—五八頁。
- 43 これは、東南アジア開発を提案する際に岸が用いた手法でもある(黒崎輝「東南アジア開発をめぐる日米関係の変容——一九五七—一九六〇」『法学』第六四巻第一号(二〇〇〇年四月)二〇五頁)。
- 44 田中『安全保障』一六六—一七二頁。
- 45 大嶽「戦後日本のイデオロギー対立」九七頁。北岡伸一「岸信介」渡邊昭夫編『戦後日本の宰相たち』(中公文庫、二〇〇一年)。原「日米関係の構図」五八—六〇頁。原彬久「岸信介」(岩波新書、一九九五年)一五六—一六〇頁。
- 46 条「日米安全保障条約改訂案(第二案)の説明」一九五七年三月三日(二〇一〇—五〇)。Memcon, March 6, 1957, 『集成Ⅳ』五巻、一四二—一四三頁。Memcon, June 3, 1957, 『集成Ⅳ』九巻、四〇五頁。
- 47 坂元『日米同盟の絆』一八三—一八八頁。外務省も岸の「二段階」の改定構想に気づいていた(Memcon, June 3, 1957 (794.13/6357), Box 3967, CDF, 1955-1959, RG 59, NA)。
- 48 原彬久編『岸信介証言録』(毎日新聞社、二〇〇三年)一七八—一七九頁。文書課長「岸総理、マッカーサー米大使会談要旨(訪米予備会談第七回)」。「日米協力に対する日本政府の決意」。Embrel 2588, op. cit.
- 49 同様の文脈で、岸は自民党への国内的支持を広げようという狙いから、反核感情を強めていた国内世論に従う形で「反核実

- 験外交」を展開していた（樋口敏広「核実験問題と日米関係」『国際政治』第一三四号（二〇〇三年一月））。
- 50 条「日米安全保障条約改訂案（第二案）の説明」。「第二回総理マッカーサー会談に対する方針（案）」一九五七年四月三日（二〇一〇—五〇）。Memcon, March 6, 1957, op. cit.
- 51 坂元「日米同盟の絆」一八六一—一八八頁。原『日米関係の構図』六〇頁。
- 52 Embtel 2587, Tokyo to SOS, May 11, 1957, 『集成Ⅳ』一卷、一七四—一七六頁。Embtel 2880, Tokyo to SOS, June 6, 1957, 『集成Ⅳ』一卷、二四七—二五二頁。
- 53 条約局「安保条約関係案文」一九五七年六月（二〇一〇—五〇）。
- 54 永井陽之助『平和の代償』（中央公論社、一九六七年）七七、八六頁。
- 55 Embtel 2336, Tokyo to SOS, April 17, 1957, *FRUS, 1955-1957*, Vol. XXIII, Part 1, No. 126; Letter: McArthur to Dulles, May 25, 1957, *ibid.*, No. 159, 原『日米関係の構図』六八—七〇頁。
- 56 FE 805109, CINCPAC to DOA, May 20, 1957, 石井修、小野直樹監修『アメリカ統合参謀本部資料一九五三—一九六一年』（柏書房、二〇〇〇年）〔以下、「JCS」と略記〕六卷、一三八—一四二頁。原『日米関係の構図』八八—九〇頁。
- 57 Embtel 2304, Tokyo to SOS, April 13, 1957, 『集成Ⅳ』三卷、一五〇—一五二頁。Embtel 2589, Tokyo to SOS, May 11, 1957, 『集成Ⅳ』一卷、一七一—一七三頁。Embtel 2630, Tokyo to SOS, May 16, 1957, 『集成Ⅳ』三卷、二五一—二五九頁。
- 58 第二二四八号（朝海大使発石井大臣宛）「総理の米政府首脳部との会談に関する件」一九五七年五月三日、第二三二〇号（朝海大使発岸大臣宛）「総理訪米に関する件」一九五七年六月五日（二〇一〇—五〇）。Deptel 2746, DOS to Tokyo, June 8, 1957, 『集成Ⅳ』一卷、二六四—二六七頁。
- 59 文書課長「岸総理・マッカーサー米大使会談要旨（訪米予備会談第八回）」一九五七年五月一日（二〇一〇—五〇）。Embtel 2631, Tokyo to SOS, May 16, 1957, 『集成Ⅳ』三卷、二六〇—二六二頁。

- 60 Embiel 2336, op.cit.
- 61 Deplél 2451, DOS to Tokyo, May 8, 1957, 『集成Ⅳ』三卷、一三八—二四二頁。樋渡『戦後政治と日米関係』一六〇—一六一頁。
- 62 原『日米関係の構図』六一—六五頁。
- 63 防衛面については、植村秀樹「安保改定と日本の防衛政策」『国際政治』第一一五号（一九九七年五月）三〇—三三頁、中島『戦後日本の防衛政策』一二九—一三〇頁を、経済援助については、黒崎「東南アジア開発をめぐる日米関係の変容」一〇八—一一頁、保城広至「アジア地域主義外交の行方——一九五二—一九六六」（木鐸社、二〇〇八年）一六三—一七〇頁を参照。
- 64 Draft Position Paper, "Security and Defense," undated, 『JCS』七卷、一一三—一二三頁。樋渡『戦後政治と日米関係』一六二—一六三頁。
- 65 Letter, Morgan to Ockey, May 9, 1957, 『集成Ⅳ』五卷、一五一—一五五頁。Letter, McArthur to Dulles, May 25, 1957, *FRUS, 1955-1957*, Vol. XXIII, Part 1, No. 159; Memcon, June 18, 1957, *ibid.*, No. 177.
- 66 坂元『日米同盟の絆』一八九—一九〇頁。原『日米関係の構図』七〇—七三頁。
- 67 坂元『日米同盟の絆』一八六—一八八頁。
- 68 Embiel 2305, op.cit.
- 69 Memcon, "Defense and Security Problems, etc.," May 8, 1957, 『集成Ⅳ』五卷、一四八—一四九頁。Embiel 2590, Tokyo to SOS, May 11, 1957, 『集成Ⅳ』一卷、一七七—一七八頁。
- 70 中島『戦後日本の防衛政策』一二九—一三二頁。
- 71 Letter, Morgan to Ockey, op. cit.
- 72 Memcon, "Defense and Security Problems, etc.," Embiel 2590, op. cit.

- 73 Memcon, "Approval of Joint Communiqué on Kishi Visit," June 21, 1957, *FRUS, 1955-1957*, Vol. XXIII, Part 1, No. 191. 岸は訪米後も「安保委員会」が条約改定を話し合うと公言し、その役割を限定的なものとした。ダレスとの解釈の差を露呈した（原「日米関係の構図」八〇―八二頁）。
- 74 Letter, Morgan to Ockey, op. cit.; Letter, Horsey to Parsons, May 13, 1957 (794.13/5-1357), Box 3967, CDF, 1955-1959, RG 59, NA.
- 75 Memo, Martin to Parsons, "The Need for a Redirection of United States Policy toward Japan," January 22, 1958, 石井修、小野直樹監修『アメリカ合衆国対日政策文書集成 V 期 日米外交防衛問題一九五八年』（柏書房、一九九八年）（以下、『集成V』と略記）一巻、二二七―二三七頁。Despatch 938, Tokyo to DOS, "US-Japanese Security Relations: July-December 1957," February 14, 1958, 『集成V』三巻、一三八―二四四頁。
- 76 G-191, Tokyo to SOS, October 11, 1959, 石井修監修『アメリカ合衆国対日政策文書集成 第1期 日米外交防衛問題一九五九―一九六〇年』（柏書房、一九九六年）（以下、『集成I』と略記）三巻、三五〇―三五四頁。
- 77 Memo, Howe to Robertson, January 24, 1958, Box 12, Subject Files Relating to Japan, 1954-1959, Bureau of Far Eastern Affairs [hereafter FEJ], Lot File, RG 59, NA. 中の「ダレス・メモ」については、坂元『日米同盟の絆』一九二―一九三頁も参照。
- 78 倉科一希『アイゼンハワー政権と西ドイツ』（ミネルヴァ書房、二〇〇八年）八一、一三五頁。佐々木『アイゼンハワー政権の封じ込め政策』一二七―一二八頁。Peter J. Roman, *Eisenhower and the Missile Gap* (Ithaca: Cornell University Press, 1995), pp. 77-78.
- 79 佐々木『アイゼンハワー政権の封じ込め政策』八六―八七、九九―一〇〇頁。
- 80 同前、九六、一四二頁。倉科『アイゼンハワー政権と西ドイツ』九二頁。
- 81 「安全保障に関する日米委員会第四回会合議題第二に関する外務大臣発言案」日付なし（二〇〇九―一〇四）。

- 82 Embiel 1462, Tokyo to SOS, November 29, 1957, 『集成Ⅳ』四卷、二二〇—二二三頁。
- 83 N H K取材班『戦後五〇年その時日本は』第一巻（日本放送出版会、一九九五年）二五一頁。
- 84 坂元『日米同盟の絆』一九三一—一九四頁。
- 85 Memo, Robertson to the Acting Secretary, "Review of U.S. Policy toward Japan and the Ryukyus," January 28, 1958, 『集成Ⅴ』一巻、一六三頁。 Deptl 1623, DOS to Tokyo, January 31, 1958, 『集成Ⅴ』一巻、二六三頁。 Letter, MacArthur to SOS, April 18, 1958, *FRUS, 1958-1960*, Vol. XVIII, No. 11.
- 86 Memo, Robertson to SOS, "Reappraisal of United States Policies toward Japan," March 28, 1958, 『集成Ⅴ』一巻、三四〇—三五九頁。
- 87 「二月草案」を含め、五八年二月から四月にかけての駐日大使館の見解については、坂元『日米同盟の絆』一九五—二〇〇頁、原『日米関係の構図』一〇四—一一五頁も参照。
- 88 Embiel 2083, Tokyo to SOS, February 12, 1958, *FRUS, 1958-1960*, Vol. XVIII, No. 3; Letter, MacArthur to Dulles, February 18, 1958, *ibid.*, No. 4; Letter, MacArthur to SOS, April 18, 1958, *op.cit.*; Memo, MacArthur to SOS and Robertson, "Revision of the Security Treaty with Japan," March 8, 1958, 『集成Ⅴ』三巻、二七二—二七七頁。
- 89 Memo, Robertson to SOS, "Revision of the Japanese Security Treaty," March 22, 1958, *FRUS, 1958-1960*, Vol. XVIII, No. 5.
- 90 JCS 2180/115, "Base Requirement in Japan," April 11, 1958, 『1958』八巻、六三—七〇頁。
- 91 Memo, Dulles to Robertson, March 23, 1958, Box 142, Subject Files, 1954-1962, Policy Planning Council [hereafter PPC], Lot File, RG 59, NA
- 92 Memo, "Far East Chiefs of Mission Conference," March 27, 1958, Box 147, Conference File, 1949-1963, Executive Secretariat, Lot File, RG 59, NA

- 93 Letter, MacArthur to SOS, April 18, 1958, op.cit.; Letter, Horsey to Parsons, April 25, 1958, Box 142, PPC, RG-59, NA.
- 94 Embtel 3202, Tokyo to SOS, June 5, 1958, *FRUS, 1958-1960*, Vol. XVIII, No. 15.
- 95 Embtel 3354, Tokyo to SOS, June 19, 『集成V』二巻、七六頁。米保「安全保障問題に関し閣議に於いて採上げられるべき事項」一九五八年六月一七日、米保「安全保障問題に関し大臣より総理に協議願うべき事項」一九五八年六月一七日（〇六一―二〇一〇―七九一―〇一）。
- 96 米保長「大臣より米大使に懇談すべき当面の安全保障問題について」一九五八年五月二十四日（〇六一―二〇一〇―七九一―〇一）。
- 97 アメリカ局安全保障課長「日米相互協力及び安全保障条約交渉経緯」一九六〇年六月（外務省「密約」問題に関する調査結果 報告対象文書（三五五点）」一九六〇年一月の安保条約改定時の核持込みに関する『密約』問題関連」〈http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/mitsuyaku/pdfs/t_1960kaku.pdf〉（二〇一一年六月二六日閲覧）。
- 98 河野「日米安全保障条約改定の歴史的意義」五一―六頁。坂元『日米同盟の絆』二〇四―二〇六頁。波多野『歴史としての日米安保条約』六三―六六頁。原『日米関係の構図』一一六―一二五頁。
- 99 米保「安全保障問題に関し大臣より総理に協議願うべき事項」。米保長「大臣より米大使に懇談すべき当面の安全保障問題について」。
- 100 「安保条約の改正を含む日米防衛関係の検討について」一九五八年五月二三日、法規課長「安保条約の改正についての一考察」一九五八年六月一九日、青木参事官「安全保障問題に関する対米申入に対する意見」一九五八年六月二〇日、米保「防衛一課長よりの連絡に関する件」一九五八年七月五日（〇六一―二〇一〇―七九一―〇一）。
- 101 同前（四文書）。
- 102 米保「安全保障に関する当面の諸問題に関する件」一九五八年六月二四日（〇六一―二〇一〇―七九一―〇一）。

- 103 Despatch 938, op. cit.; "Impact of Redeployment of United States Forces," undated, 『集成Ⅴ』九卷、六二―六八頁。
- 104 米保「日米間の安全保障問題に関する件」一九五八年七月二日（〇六一―二〇一―〇七九―一〇一）。
- 105 「大臣室に於ける会議」一九五八年七月一日（〇六一―二〇一―〇七九―一〇一）。
- 106 Embtel 1490, Tokyo to SOS, December 3, 1957, 『集成Ⅴ』四卷、二四二―二四五頁。
- 107 波多野『歴史としての日米安保条約』六四―六六頁。
- 108 「安全保障に関する日米委員会第三回会合 大臣発言案」日付なし（二〇〇九―一〇四）。米保長「大臣より米大使に懇談すべき当面の安全保障問題について」。米保「日米間の安全保障問題に関する件」。
- 109 Embtel 3038, Tokyo to SOS, June 5, 1958, *FRUS, 1958-1960*, Vol. XVIII, No. 15.
- 110 Deplet 2756, DOS to Tokyo, June 23, 1958, *ibid.*, No. 16.
- 111 Embtel 86, Tokyo to SOS, July 12, 1958, 『集成Ⅴ』二卷、一一二頁。「七月一八日藤山外務大臣・マックアーサー大使会談録抜粋（日付なし）（〇六一―二〇一―〇七九―一〇一）。
- 112 特に註がない限り、日本側の記録については「七月三〇日藤山大臣在京米大使会談録抜粋」一九五八年七月三〇日（〇六一―二〇一―〇七九―一〇一）を、米国側の記録については Embtel 223, Tokyo to SOS, July 31, 1958, *FRUS, 1958-1960*, Vol. XVIII, No. 18を参照。
- 113 米保「安全保障に関する当面の諸問題について（大臣説明案）」一九五八年七月二六日（〇六一―二〇一―〇七九―一〇一）。
- 114 Deplet 281, DOS to Tokyo, August 22, 1958, 『集成Ⅴ』二卷、二二八―二二九頁。
- 115 OCB, "Progress Report on Japan (NSC 5516/1, Approved by President, April 9, 1955)," July 23, 1958, 『集成Ⅴ』九卷、一九五―二一四頁。

- 116 Letter, Robertson to MacArthur, August 25, 1958, Box 3, Correspondence and Subject Files, 1958, FE, Lot File, RG 59, NA.
- 117 原『日米関係の構図』一二九—一三三頁。
- 118 坂元『日米同盟の絆』二〇六—二一〇頁。
- 119 「八月二五日総理、外務大臣、在京米大使会談録」一九六〇年八月二五日（〇六一—二〇一—〇七九—一〇一）。
- 120 Embtel 444, Tokyo to SOS, August 26, 1958, 『集成Ⅴ』二卷、一四七—一五二頁。Embtel 522, Tokyo to SOS, September 3, 1958, 『集成Ⅴ』二卷、三〇一—三〇七頁。
- 121 Letter, Robertson to Sprague, September 6, 1958, 『集成Ⅴ』二卷、三一〇頁。Memo, Robertson to SOS, "Discussion with Foreign Minister Fujiyama," September 6, 1958, 『集成Ⅴ』五卷、一五一—一四頁。
- 122 Memo, September 4, 1958, *FRUS, 1958-1960*, Vol. XIX (Washington D.C.: USGPO, 1996), No. 67.
- 123 Memo, Smith to SOS, "Comments on Summary No. 2 re Quemoy and Matsu," September 3, 1958, *ibid.*, No. 63.
- 124 "Taiwan Straits: Issues Developed in Discussion with JCS," September 2, 1958 (793.00/9-258), Reel 8, *Confidential U.S. State Department Central Files: China, 1955-1959, Internal Affairs, Part 1* (Frederick, MD: University Publication of America, 1987).
 お、第二次台湾海峡危機への米国の対応については、石川誠人「第二次台湾海峡危機へのアメリカの対応——『大陸反攻放棄声明』に至るまで」『立教大学大学院法学研究』第二十九号（二〇〇二年）Robert Accinelli, "A Thorn in the Side of Peace": The Eisenhower Administration and the 1958 Offshore Islands Crisis," in Robert S. Ross and Jian Changpin, eds., *Re-examining the Cold War: U.S.-China Diplomacy, 1954-1973* (Cambridge: Harvard University Asia Center, 2001), pp. 106-140*※参照。
- 125 Embtel 522, op.cit.
- 126 Memo, Bane to Parsons, "United States Policy Towards Japan," July 1, 1960, 『集成Ⅰ』五卷、一九六—二〇二頁。
- 127 Memcon, "Security Arrangements with Japan," September 8, 1958, *FRUS, 1958-1960*, Vol. XVIII, No. 23.

128 Memcon, "State-Defense Discussion Concerning Revision of Japanese Security Arrangements in Preparation for Meeting between the Secretary and Foreign Minister Fujiyama," September 9, 1958, *ibid.*, No. 24, JCS 2180/120, "Security Treaty—Japan," September 10, 1958, *ibid.* No. 25. 1)の頃の軍部の動向については、原『日米関係の構図』一二九—一三〇頁を参照。

129 なお、在日米軍基地の自由使用に関する米国政府のこだわりが、後の改定交渉の中で、いわゆる「密約」につながっていく。改定交渉については、坂元『日米同盟の絆』第五章、波多野『歴史としての日米安保条約』第三—十五章、原『日米関係の構図』第五章を参照。

130 OCB, "Operations Coordinating Board Report on U.S. Policy Toward Japan (NSC 5516/D)," April 8, 1959, 『集成Ⅶ』九巻 一—七—一四一頁。

【謝辞】本稿は、二〇一〇年一〇月三一日に開催された日本国際政治学会二〇一〇年度研究大会での報告論文に加筆・修正を施したものである。討論において多くの有益なコメントを下さった北岡伸一教授（東京大学）、責任者として分科会を取りまとめるだけではなく司会も担当して下さった庄司潤一郎戦史研究センター長（防衛研究所）、および一緒に報告して下さった千々和泰明教官（防衛研究所）、畑野勇研究員（海洋政策研究財団）に記して感謝の意を表したい。また、本稿の執筆段階で、貴重な資料を提供して下さい下さった井上正也准教授（香川大学）、保城広至准教授（東京大学）にも深謝申し上げる。本稿の草稿段階では、添谷芳秀教授（慶應義塾大学）、田中明彦教授（東京大学）、中島信吾主任研究官（防衛研究所）にお目通しいただいた。この場を借りて、平素から賜っているご学恩に御礼申し上げます。最後に、本稿草稿の校閲に際して、湯川恵梨子氏のご厚意を賜った。記して感謝申し上げます。言うまでもなく、本稿に関する責任はすべて筆者にある。

The Origins of the New U.S.-Japan Security Treaty: 1955-1958

YOSHIDA Shingo

In 1960, the U.S. and Japanese governments signed the new U.S.-Japan security treaty, replacing the old one which had been concluded in 1951. Why did these two governments decide to form the new treaty? While the process of the treaty negotiations which started in 1958 have received abundant scholarly attention, the question of why the two governments decided to launch the negotiations has not been scrutinized. To fill this void, this paper addresses the question and puts forward three main arguments as the reasons behind the formation of the new treaty. First, as the character of the Cold War shifted from military confrontation to political-economic competition in the mid-1950s, American policymakers feared that Japan might disengage itself from the U.S. and approach the Communist bloc, and thus deemed concessions to Japan's demands regarding U.S.-Japan security relations necessary. Second, since the military tensions of the Cold War had seemingly lessened, Japanese society started to criticize U.S. military presence in Japan and began to call for the creation of a more "equal" security treaty. Third, as a result of the U.S. combat forces' withdrawals, to which the two governments agreed to mitigate the criticism from Japanese society in 1957, Japanese policymakers grew concerned that the U.S. security guarantee to Japan had become less credible, which they sought to rectify by formalizing the U.S. defense commitment to Japan in the form of a new treaty.